『第 5 版 産婦人科医のための社会保険 ABC』(2017年2月10日 第5版第1刷, 2018 年7月20日 第5版第2刷)におきまして、誤りがございました。ここに深くお詫び申し上げますとともに、訂正申し上げます。

(2018年8月14日 メジカルビュー社編集部)

箇所	誤	正
p. 99 「表 15 産科超音波	1~1 回	1~ <mark>2</mark> 回
検査で保険の対象疾患と考		
えられているもの(目安)」		
最下部「児頭骨盤不均衡」の		
検査回数		
p. 208 Q14, d	カンジダ抗原と(1→3)-β	カンジダ抗原と(1→3)-β
	-D-グルカンは同時に算定 <mark>す</mark>	-D-グルカンは同時に算定
	<u>る</u> 。	しない。

『第 5 版 産婦人科医のための社会保険 ABC』(2017 年 2 月 10 日発行 第 5 版第 1 刷)におきまして、誤りがございました。ここに深くお詫び申し上げますとともに、訂正申し上げます。

(2018年3月7日 メジカルビュー社編集部)

ページ	誤	正
p. 27 4~7 行目	(5)出産育児一時金	(5)出産育児一時金
	被保険者が分娩した場合は1	被保険者が分娩した場合は1
	児につき 420,000 円(うち	児につき 420,000 円(うち
	30,000 円は産科医療補償制度	<mark>16, 000</mark> 円は産科医療補償制度
	の保険料)が、被扶養者が分	の保険料)が、被扶養者が分
	娩した場合は同額が出産育児	娩した場合は同額が出産育児
	一時金として支給される。	一時金として支給される。

『第 5 版 産婦人科医のための社会保険 ABC』(2017 年 2 月 10 日発行 第 5 版第 1 刷)に おきまして、誤りがございました。ここに深くお詫び申し上げますとともに、訂正申し上 げます。

(2017年8月25日 メジカルビュー社編集部)

ページ	誤	正
p. 27 3 行目	なお、退職後6カ月以内に	削除
	分娩したものについても支	
	給される。	
p. 27 「出産育児一時金」文		追加:1年以上被保険者であ
章最下部(本文 12 行目後)		り, 資格喪失後(退職後)6
		カ月以内に分娩したものに
		ついても支給される。

『第 5 版 産婦人科医のための社会保険 ABC』(2017 年 2 月 10 日発行 第 5 版第 1 刷)に おきまして、誤りがございました。ここに深くお詫び申し上げますとともに、訂正申し上 げます。

(2017年7月28日 メジカルビュー社編集部)

ページ	誤	正
p. 99 表 15 タイトル	産科超音波検査で保険の対	産科超音波検査で保険の対
	象疾患と考えられているも	象疾患と考えられているも
	の(基準)	の (目安)
p. 99 表 15 内「胎児発育不	外来 1回/週	外来 1回/1~2週
全」の検査回数(上部)		
p. 99 表 15 内「胎児発育不	入院 2回/週	入院 1~2回/週
全」の検査回数(下部)		

『第 5 版 産婦人科医のための社会保険 ABC』 (2017年2月10日発行 第 5 版第1刷) に 誤りがございました。ここに深くお詫びいたし、訂正申し上げます。

(2017年3月15日 メジカルビュー社編集部)

ページ	誤	正
p. 93 下から3行目	2 日目は,写真診断「造影剤 使用撮影」+撮影「造影剤 使用撮影」+フィルム代に より算定する。	2日目は,写真診断「 <mark>単純</mark> 撮 影」+撮影「 <mark>単純</mark> 撮影」+ フィルム代により算定す る。